

岩手県告示第459号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成21年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 岩手郡雫石町大字南畑第24地割字石洞19の14、19の16
- 2 保安林として指定された目的 水害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅